

平成 28 年度基本的施策について

元氣派市民の会

元氣派市民の会は、「市民が主役のまちづくり」を掲げ、行政は納税者・主権者である市民の意思に基づき市民のための仕事をする地方政府として位置づけ、市民の暮らしを大切に市政運営を求めてきました。私達は自分たちのまちは自分たちでつくる自主・自立の精神と責任を持って、共に力を合わせながらまちづくりに取り組む必要があります。近い将来人口減少は免れませんが、持続可能な共生社会を目指し住民自治を実現するのが基礎自治体に課せられた使命です。消費税増税への動き、年金の目減りなど市民生活は厳しい状況にあります。いずれ来る人口減少時代に向けて、将来の公共施設規模をどうするのか。

東日本大震災を経験、いつ起きてもおかしくない災害への備えなど課題もある中ですが、地域で安心して暮らし続けるためには、市の基本的な考え方である「参加と協働のまちづくり」共に力を合わせながらまちづくりに取り組むことが求められています。幸い市民参加で策定された地域福祉計画は東日本大震災の経験から、地域の実情に合わせて誰もが安心して自立した日常生活を送る地域ぐるみのケアできる福祉推進のため市内を10地域に分け地域ごとの目標を定めた地域別計画が29年度まで策定されています。また地域ごとの将来像や、その実現に向けた方策を市民参加で策定した平成32年までの地域別街づくり方針も総合計画に掲載されています。住環境・防災・福祉・環境・交通・景観・地域活性化など幅広く検討、そこには地域情報を備えた活動拠点整備の必要性や、計画実現に向け市内連携強化、市民参加による見直しも含めた進行管理・評価の、仕組みの構築の検討が挙げられています。共に28年度は計画を実践する年度であることはご承知の通りです。元氣派市民の会は、市の基本的な考え方である「参加と協働のまちづくり」を市民と共有し、推進するためには、計画の進行管理も含め市民と共に協働して進めることが次の計画の実効性を担保することにもつながり、基本構想で定めた調布のまちの将来像「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち」につながるのではないかと考えます。市長の基本的施策には、**新生・調布の本格的な幕開け、平成30年代の10年紀のまちづくりを展望し歩みを進めたい**として、オリンピックや地方創生は繰り返し登場しますが、国民的課題である2025年問題への対応や、市民生活に影響の大きい制度改正や公共施設の見直しなど市民の暮らしに影響のある施策が、オリンピックなどのイベントの陰に隠れて、市長の市政に対する基本姿勢をわかりにくくしています。そこで市長の総仕上げ2年目の「平成28年度所信表明」に対する基本認識について、28年度予算、及び施策展開について市の基本的な考え方である「参加と協働のまちづくり」の実践を強く求める立場から順次質問していきます。始めに「平成28年度は、市政の基本的考え方「参加と協働のまちづくり」の実践を」の観点からの質問です。

市長は市民生活支援を基調に取り組むと話されましたが、市民生活を守り、安全で安心して住み続けられるまちとすることが市政運営の第一義とする立場が明確に伝わってきません。市民生活支援が第一義と言いながら、オリンピック等への取り組みは具体的であるにもかかわらず、市民生活支援を基調とした取組は具体性に欠けます。格差社会と呼ばれる時代、子どもの貧困・虐待問題、下流老人という言葉も生まれ年金世帯も増加する中、消

費税値上げなど市民の負担が増す状況が見て取れます。様々な世代が生きにくさを感じ疲弊してきています。国では2025年（平成37年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と、自立生活支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を急ぐよう基礎自治体に求めています。地域包括ケアシステムが目指す体制の対象者は高齢者だけで良いのでしょうか。こういった状況下、「市民生活支援」とは何を指すのでしょうか。市民生活支援が行政の第一の責務とすれば、全ての市民の、尊厳の保持と自立生活支援を行う地域の包括的な支援・サービス提供体制・まさに地域包括ケアシステムの構築が必要ではないでしょうか。

そこで質問します。市の第一の責務である市民の暮らしに寄り添った市民生活支援とは具体的にどのように認識されているのでしょうか。行政は、赤ちゃんから子ども、障がい者、全ての市民が地域で安心して暮らすことができる、市民のための地域包括ケアシステムを、市民と共に作り上げ、市民の暮らしを支援する政策を優先課題として取り組むべきではないでしょうか。また地域包括システム構築に向けて、参加と協働のまちづくりの実践を求めるものですが、それぞれに対して市長の見解を求めます。参加と協働のまちづくりは具体的な事業をする中で育まれます。地域づくりには地域を知る市民の力が不可欠です。例えば、子どもの貧困問題に対応できる場として子ども食堂を兼ね備えた家族の居場所、介護に疲れた介護者の居場所、若年性認知症のデイサービス、高齢者が身近な地域で集える場づくりなど進めるには、地域の市民の力と、行政の支援は欠かせません。

地域活動するグループ、関心のある人の発掘は、地域をつなぎ課題解決を市民と共に進めている地域福祉コーディネーターCSWの各地域への配置も欠かせません。CSWは現在市内4箇所に配置されていますが、活動の成果は広く知られ他地域からも配置を求める声が増えてきています。

そこで質問します。

●10月から介護予防・日常生活支援総合事業がスタート、市独自基準のサービス開始となりますが、各サービスの担い手の質をどのように確保していくのでしょうか。

●認知症サポーター講座を受講した市民が総合事業の担い手になるための支援には、どう対応されていくのか、課題別に個人やNPOとの協働も含め、様々な形態の市民参加、協働についてどのように進めていくのかお聞かせください。

●高齢者が歩いて行ける距離に認知症カフェ・いずれは様々な世代が集えるコミュニティカフェを見据えた場を市民協働で作り、運営できるようにすることも急務ですが、どのようにお考えでしょうか。総合事業の鍵でもあり、全ての市民のための地域包括ケアシステム構築に向け、地域課題やニーズを発見し、受け止め地域資源をつなぐ地域での生活を支えるネットワークの中心といえる地域福祉コーディネーター配置を今後どう進めていくのか。地域包括ケアシステム構築に向け、市内10箇所の地域包括支援センターの担当区域を地域ケア区域として位置付けていることから、いずれ10か所への配置が必要ではないでしょうか、見解を求めます。福祉3計画の次期改定に向け市民福祉ニーズ調査、住民懇談会開催も予定されていますが、次期計画では地域で暮らす市民の立場に立って明確な圏域が必要と考えますが、この点についてどうお考えでしょうか。地域コミュニティ、地域福祉の拠点でもある地域福祉センターのあり方検討が終了したようですが、検討結果

はどうだったのでしょうか。高齢化が高まる今、建物のバリアフリー化などハード面の課題もありますが、センターの施設機能も含めた今後のあり方検討は各地域単位でしていくのでしょうか、お聞かせください。安心して産み育てられる地域づくりも大事な要素です。市ではすべての子育て家庭に妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援事業を開始します。これはフィンランドで行われている妊娠期から就学前までの子供の健やかな成長・発達の支援、母親、父親、兄弟姉妹、家族全体の心身の健康サポートも目的とするネウボラ の考え方を取り入れたと思います。フィンランドでは小学校に入学するまで同じ担当者であること、妊娠の兆候がある時点で健診にいくと、健診は無料、妊娠中は6-11回、出産後も子供が小学校に入学するまで定期的に通い、保健師や助産師からアドバイスをもらい、個別の相談もでき医療機関の窓口の役割もし、利用データも50年間保存。親の精神支援、父親の育児支援と、児童虐待やDVの予防的支援の役割も担っているそうです。そこで質問します。

●すべての子育て家庭に妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うとは、フィンランドの例がありますが、どの程度まで関わりながら進めていくのでしょうか、具体的にお聞かせください。

次に、「2. 持続可能な市政経営について」です。市では行革プラン2015で監理団体改革の促進を検討、28年度においては事業検証の試行実施となっておりますが、市が設立に関与し継続的に財政支出・人的支援を行っている監理団体について、どんな視点から事業検証を検討されてきたのでしょうか。ゆうあい福祉公社は市の職員を派遣し、出資する監理団体ですが、地域包括ケアシステム構築の一翼を担うには市全域をカバーできる団体か判断が分かれるところです。今後も監理団体として継続して支援する方針でしょうか。

公社に期待するものは何かをわかりやすい説明を求めます。また設立当時の3億円の出資金の妥当性も含め、どのように考えているのでしょうか。公共施設白書は27年度策定にされますが、国は公共施設等の集約化・複合化等考慮し踏み込んだ計画をとっています。昨年6月議会でも質問しましたが、答弁では、分かりやすい資料により市民に情報提供し、市民財産である公共施設等の維持管理・更新等について市民と共に検討していくと答弁しています。そこで質問します。公共施設等総合管理計画策定に向けたタイムスケジュールと市民参加を含む具体的な策定方法はどのように考えているのでしょうか。次に、「地方創生・一億総活躍について」です。国の借金がかさむ中で、人口減少問題と経済成長実現を前面に出し、二年連続で地方自治体に対し、補正予算で対応するよう指示しています。地方創生は都市と地方の共存共栄の視点から、被災地支援など地域連携を強化していくべきです。ケベック州との連携事業はどのような視点から予算化されたのでしょうか。

新たに一億総活躍社会に向けて地方創生加速化交付金事業が示されましたが、バラマキ的給付金が目立ちます。私たちは借金となる税金の使い道に対して、しっかりと襟を正して検討する必要があります。どれも国の借金で行われるものですが、将来世代のことを考えた時、国が示した事業は、社会保障充実のための消費税増税分で賄うべき事業もあります。この点について、財政規律という点でどのように捉えているのでしょうか。

次に、「女性の活躍推進」についてです。

この胸につけているバッジは「婦選は鍵なり」という市川房枝さんが言った言葉を象徴したのですが、2016年4月10日は日本で女性が参政権を獲得して最初の投票をしてから70

年の日になります。女性の活躍推進は21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と言われてきています。女性の活躍が社会の鍵とも言える時代になりました。男女共同参画とは女性を優遇するのではなく、男性との格差を是正し、機械の均等を保障するもので、202030はその目標値です。子育て世代の女性の有業率は、東京都では長時間通勤、長時間労働と男性が家事育児を分担しないことから、他県よりも低い水準にあります。 300

政府では、昨年12月に第4次男女共同参画基本計画を閣議決定しました。男性中心の労働慣行の是正、全政策分野の横断的視点の位置づけ、政治分野における女性の参画の拡大は重要として、候補者の女性割合が高まる環境整備を政党や地方六団体へ働きかけています。女性の活躍推進に関する基本方針では、女性活躍推進の基本原則として女性の採用、昇進等機会の積極的提供、職業生活と家庭生活の円滑、継続的な両立など踏まえ、事業主が実施すべきこととして、トップが先頭に立って意識改革、働き方改革を実施することが取り組みの最初に明記されています。また、男女共同参画センターは課題解決の重要拠点として、基本法の理念に即した運営、様々な取り組みの強化、人材の発掘・育成に取り組むことが要請されています。市長は事業主行動計画に基づき女性職員の活躍推進の取り組み推進を表明されました。市がモデル事業所として積極的に行動、議論を深め実効ある取組を明言されています。女性活躍推進の基本原則として、女性の採用、昇進等機会の積極的提供、職業生活と家庭生活の円滑、持続的な両立など、トップが先頭に立って意識改革、働き方改革を実施することが要請されています。そこで質問します。●市長は女性職員の活躍に

ついて、具体的にどのように取組まれていくのでしょうか。●市長は平成28年度から総務部に「人材育成・女性活躍推進担当」を新設されるとのことですが、行動計画ではどのような立場で、具体的にどう取り組まれるのか、事業の進行管理はどう進めるのでしょうか。

男女共同参画センターが10年を迎えました。男女共同参画社会実現に向けた取り組みは根強い性別役割分担の意識が強い中では、誰がやっても難しい課題です。トップが先頭に立ち本気度を示す時です。より積極的な事業展開や人材の発掘・育成のためにもセンターからの情報発信も含め、啓発事業の活発化など意識改革、働き方改革を実施する必要があります。

そこで質問します。

●男女共同参画センターの今後のセンターの有効活用についてお聞かせください。

次に、人材育成についてです。私は2月初めに明石市長の講演を聞く機会を得ました。自立した行政運営を社会情勢の変化や地域の実情に即して行うため、現在7名の弁護士職員が総務部次長コンプライアンス担当課長、市民相談室、福祉総務課、教育委員会、債権管理課に勤務。病院や家庭や学校現場にも出向き巡回訪問し解決策を探るべく働いています。その結果、市民が喜ぶ、職員が助かる、そして職員の法務能力がアップしたとの話でした。総合相談窓口では、様々な専門職職員が総合的な支援体制を敷いていました。地域分権時代、市民に必要な支援を総合的に行うには、専門職が対応しなければ解決できない課題が多くなっています。また指導、監理監督事務等の業務が市に移譲され専門職が必要になっ

てきています。市は弁護士を任期付き職員として採用する予定ですが、弁護士の他に精神保健士、社会福祉士、臨床心理士、司法書士など様々な任期付き専門職を採用して、市民の暮らしに必要な支援が行き届く市政運営が必要ではないかと思えます。

そこで質問です。市としても専門職職員活用方針を定め、市民に必要な支援が行き届く行政サービスの検討を提案します。市の見解をお答えください。

次に、予算編成についてです。

歳入歳出総額 853 億円の予算規模ですが、地方消費税交付金について 5 億 2000 万円余、13.7%増の 43 億 7000 万円です。消費税率引き上げに伴う社会保障財源分は 20 億 1000 万円としています。社会保障の充実の財源に充てるために増税された経緯からすれば、この財源は、社会保障経費の内訳としての表記ではなく、現在、課題になっている社会保障の諸課題のために活用されてこそ、納税者に対して理解と納得が得られるものではないかと思えます。どのような課題に対する財源として活用されたのか、お答えください。

予算編成方針に「調布市は普通交付税の不交付団体であることから、自主・自立的な財政運営が不可欠」とあります。不交付団体が自主自立の自治体経営を目指すのは、地方交付税という地方共有の財源という考え方からも当然であり、税収等自主財源を中心に市政経営ができる自治体でもあります。現状の法人市民税の国税化は本来の税のあるべき姿に反するものです。地方の財源をもって地方の財源とすることは、地方税の原則を逸脱するものであり、都市対地方の対立を生むことにつながりかねません。その典型的な事例として、ふるさと納税や地方法人税については、地方自治体の財政自主権を脅かすものとして、国に対してしっかり主張するとともに、地方自治体の財源である地方税の充実強化を求めていくべきであると考えます。市の見解を問うものです。「地方創生」は 26 年度補正予算からスタート。今回の「一億総活躍社会」も同様に 27 年度補正からスタート。国から鳴り物入りで、政治的に示されたものとはいえ、具体的な事業は、「繰越明許」として 28 年度に実施される事業です。本来は事業が年度内に終了せず、支出が年度内にできない場合の制度であり、今議会に平成 27 年度予算の補正をして翌年度に繰り越す行為は、会計年度独立の原則から逸脱しているのではないかと思います。

このような予算編成を、国が一度ならず、2 度求めている現状は問題です。地方自治体として異議を唱えるべきです。こういった国の提案をどう受け止め、予算編成に当たられたのかお聞かせください。

●学校施設や公共施設維持の予算化に努めていると認識していますが、まだ内装関係など予算化に至らず、学びの場の充実すべき課題はまだ多く、やはり当初予算から基金への積立てを予算化するとともに、維持補修費の適切な予算化が必要ではないでしょうか。29 年度には劣化が目立つ校舎の整備方針を策定されますが、対象校は何校でしょうか。また、今後の予定はどう考えているのでしょうか。

●調布市道路網計画は整ってきましたが、実際の市民生活を支える生活道路の整備は今も遅れています。市予算の中の、維持補修費の構成比は依然として低い現状です。安全安心のための生活道路の拡幅、狹隘道路の整備、自転車道整備などに必要な予算への配慮はどうなっているのでしょうか。次世代につなげたい市民財産は、水と緑豊かなまちです。調布の自然豊かな農と調和した深大寺・佐須地区に集会施設もできましたが、田んぼのある原風景を守るには市民もかかわりながら営農できる体制と農地の保全も必要です。田んぼ

を活用した親子で農業にかかわる活動が続いています。援農が地域に根付き、田んぼを守るには子供たちが自然に触れ合える活動団体の支援も含め、市として水と緑・農を守り育てていくためにNPO法人設立も含んだ団体の支援と人材の育成についてどうお考えでしょうか。クリーンプラザふじみ周辺のまちづくりについては、地区協も立ち上がり地域コミュニティも徐々に活発化、クリーンセンター移転後の跡地活用についても全庁的な検討に取組まれていると認識しています。引き続き、地域住民に誠実に向き合い、取り組まれることを要望します。この地域は公共交通不便地域でもありますが、2月の総合交通計画策定等検討委員会を傍聴したところ、地域主体のコミュニティ交通が協議されていました。深大寺地区では地域周辺の拠点施設をつなぐ公共交通ネットワークが求められています。地域主体のコミュニティ交通実現に向けて、住民要望があれば車両、保険等必要な初期費用の確保等、行政が支援する内容でした。

●市は今後どのような働きかけをして実現に向けた支援を進めていくのかお聞きかせください。以上で元気派市民の会の基本的施策に対する質問を終わります。わかりやすい答弁をよろしく願います。ご清聴ありがとうございました。

ただいま、元気派市民の会の大河巳渡子議員から御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

まず初めに、市民生活支援についてであります。市民の生活を大切にすることは私の市政経営の原点であり、今後もいささかも変わることはありません。

平成28年度においても、修正基本計画の2年次目として、まちの将来像「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」の実現に向けた歩みをさらに前進させるべく、4つの重点プロジェクトを基軸に各施策を着実に推進するとともに、引き続き市政の第一の責務である市民の安全・安心の確保や市民生活支援を基調とした取組を継続していく考えであります。

具体的には、2025年を見据えた高齢者福祉、介護保険制度改正に伴う取組、子ども・子育て支援新制度に基づく取組、子どもの貧困対策や生活困窮者自立支援など、市民生活に大きな影響を及ぼす制度改正等に伴う新たな課題への取組などを基本計画の時点修正の際に位置付けており、これらを軌道に乗せ着実に推進し、市民が安心して住み続けられるまちづくりを進めて参ります。

これらの取組を修正基本計画に新たに位置付けたアクションの一つである「横断的連携による施策の推進」を深化させる中で、効果的に推進するとともに、昨年10月に策定した「調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも有機的に連動させ、更なる実効性の向上につなげて参りたいと考えております。

次に、全市民を対象とした地域包括ケアシステムについてであります。

誰もが住み慣れた地域で安心してその人らしい生活をおくることができるよう、地域における包括的な福祉の仕組みづくりが重要であるとと考えております。

調布市では、地域福祉計画において、「地域におけるトータルケアの推進」を重点施策に掲げ、福祉のネットワークの構築とコーディネート機能の強化等に取り組んでおります。今後、福祉3計画の改定を予定しておりますが、地域福祉を推進するためには、様々な機

関や団体等との連携が不可欠であると認識しており、これまで培ってきた地域との関係性を十分に生かしながら、その連携の幅を広げる取組の中で、引き続き、トータルケアに向けた仕組みづくりに取り組んで参ります。

次に、総合事業における担い手の質の確保と多様な団体等との連携についてであります。本年10月に開始する総合事業においては、新たな担い手として、今年度設置した「福祉人材育成センター」を活用し、調布市独自の認定ヘルパーを養成して参ります。また、サービス提供のための研修及びフォローアップ研修等を実施し、継続的な質の確保を図ります。

総合事業においては、地域の多様な主体を活かしたサービス提供ができることから、市民や関係団体との協働は欠かせないものと認識しております。そのため、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進める生活支援体制整備事業において、地域づくりを考えていく中で、協働の視点に意を用いながら、多様な関係団体等との情報共有・連携強化を図って参ります。

次に、地域福祉コーディネーターの配置についてです。

総合事業開始に向けて、現在、生活支援コーディネーターが担い手の発掘などに取り組んでおり、他方、地域福祉コーディネーターは、地域において活動する中で、様々な地域の資源や課題を把握しており、地域の生活課題解決に向けた取組を行っております。両コーディネーターが密に連携を図ることで、重層的な取組を進めて参ります。今後の地域福祉コーディネーターの配置につきましては、福祉施策全般の動向や優先課題等を勘案しながら、地域福祉計画の改定に合わせて事業の検証を行う中で、段階的な配置に向け、検討して参ります。

次に、圏域の設定についてです。現在の福祉3計画では、人口の分布状況や福祉施設の整備状況等に応じ、それぞれの福祉サービスを効果的・効率的に提供するための適切な圏域を設定しておりますが、市民にとってより身近で分かりやすく、地域住民の参加や協力が得られるような福祉圏域の在り方についても、議論していく必要があると考えております。今後、福祉3計画の改定を予定していることから、平成28年度に実施する市民福祉ニーズ調査や住民懇談会の結果などを踏まえながら、引き続き、最適な福祉圏域の在り方について検討して参ります。

次に、地域福祉センターの在り方検討についてお答えします。

地域福祉センターについてであります。社会情勢の変化等に伴い、利用者の志向も変化するなど、施設を取り巻く環境は様変わりしております。

そのため、行革プラン2015に「地域福祉センターの在り方検討」を位置付け、地域特性を踏まえた役割や機能について検討を進めて参りました。具体的には、アンケート等を実施し、利用者ニーズを調査したほか、近隣市の類似施設等を調査するなど、広範な視点から施設に求められる機能を検討しているところであり、今年度末を目途に検討報告書を取りまとめる予定です。

なお、センターの今後の在り方については、報告書を踏まえ、他施設との調整も図りながらニーズに応じた機能向上に取り組んで参ります。

次に、すべての子育て世代に対する切れ目ない支援についてです。

保健センターと子ども家庭支援センターすこやかににおいて実施する「利用者支援事業」

を中核として、新たに「子育て世代包括支援センター」機能を開始させることとしました。センターでは、相談支援、産前・産後ヘルパー事業やこんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診、予防接種などの各種事業から、保育園や児童館の子育てひろば等との連携に至るまで、切れ目のない支援を実施して参ります。

さらに、東京都の「ゆりかご・とうきょう事業」を活用し、妊娠届出において、これまで保健センターで対応していた母子健康手帳の交付時の専門職による面接をすこやかでも新たに行うこととしました。この面接により、すべての妊婦の状況やニーズを把握し、支援の必要な方にはプランを作成し、きめ細かい支援体制を構築していきます。また、支援を必要とする方が利用できるサービスを選定し、情報提供を行うとともに、必要に応じて医療機関等の支援機関に繋ぐなど、積極的な関わりを図って参ります。

次に、持続可能な市政経営についてであります。

監理団体の事業に関する評価についてであります。監理団体の事業に関する評価の仕組みづくりについては、行政評価など、既存の評価システムとの関係性も整理しながら効率的な仕組みとしていくとともに、実効性を確保していくことに留意する必要があると考えております。また、評価の仕組みの検討に当たっては、監理団体が実施する様々な事業と市の施策との関連性を踏まえ、市の基本計画に掲げている施策の推進や市民ニーズに的確に対応するために見直し、改善を図ることと併せ、事業の効率的な実施による市の財政支出の抑制を図る視点を持つ必要があると考えております。これらのことを踏まえ、平成28年度における事業に関する評価の実施に向け、引き続き、検討を進めて参ります。

次に、ゆうあい福祉公社についてです。

平成2年に設立した、ゆうあい福祉公社では、住民参加という手法を活用して、不足する福祉サービスを補完するとともに、地域の社会資源も少ない中、新しいサービス形態を創設してまいりました。今後も、これまで培ってきた住民参加による地域の支え合いの仕組みを発展させること、介護保険サービスにおいて支援に特段の配慮を要する方々を積極的に受け入れ、その上で現場の実践を研究し行政に提言すること、公的サービスのすき間を埋める新しい事業を展開することなどを実践し、市民福祉の増進に大きく貢献することを期待しております。

また、役割の実現には安定的な経営と使命を共有できる組織体制が重要です。現在、ゆうあい福祉公社では、経営改善に向けた具体的な分析と事業の精査を行っており、市として早期に新しい運営の在り方を明確にするよう指導して参ります。

なお、公社の基本財産の額やその活用等については、今後の運営の在り方に沿い、公社の理事会や評議員会で判断するものと認識しています。

次に、公共施設等総合管理計画の策定についてであります。

公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、今年度で作成する白書の内容を踏まえ、公共施設やインフラに関する既存計画との整合を図りつつ、行財政改革推進会議での議論についても活用していきたいと考えております。また、市民アンケートや、施設の現状、課題に関する市民との情報共有・意見交換を実施していくなど、計画の策定過程において、適切な市民参加を活用する中で、平成28年度末に向け計画策定に取り組んで参ります。

次に地方創生・一億総活躍についてであります。

ケベック州との共同宣言を踏まえた取組についてですが、この度の共同宣言は、映画・映像関連企業の経済的発展などを図ることを目的としております。また、同じく新たに宣言した「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言」とも併せ、市内映画・映像関連企業の海外進出支援や、映画上映・スポーツイベントの交流等、多様な事業展開に向け、協議を進めています。

共同宣言に関連した映画のまち調布の取組については、地方創生加速化交付金の対象として総合調整し、調布市の魅力を発信する事業を予算化したものです。

次に、一億総活躍社会に向けた地方創生加速化交付金事業についてお答えします。

本定例会の地方創生加速化交付金や 年金生活者等支援臨時福祉給付金については、国の補正予算を受け、市が補正予算を調製したものです。

国から、内容の提示を受けた地方創生に関しては、基本計画の実効性向上を図り、また、

年金生活者等支援臨時福祉交付金は、市民生活支援の取組として、予算を計上したものです。これにより、地方創生に関連した事業では、財源確保を図りながら基本計画の実効性向上に向けた取組となり、また、年金生活者等支援臨時福祉給付金では、他団体と同様の時期に支給するための準備に着手することができるものであり、いずれも市政の責務を果たし、市民福祉の向上につながるものと認識しております。

次に、女性の活躍推進についてお答えします。

女性の活躍推進についての考え方ではありますが、今年度においては、「行革プラン2015」で課長職以上の女性職員の比率を目標に掲げたことや、私自身が市はもちろんのこと、東京都や民間企業の女性管理職とも直接意見交換したことに加え、より一層女性の視点を市政に反映させるため「女性の視点を市政へ」と題する私のメッセージも発信して参りました。また、現在策定中である「特定事業主行動計画 第六次行動計画」では、組織全体として女性の活躍を推進していくという私自身の考え方を明確にするとともに、女性職員の登用拡大、女性職員が活躍できる職場環境の整備等について、数値目標を定めたいと考えて、取り組むこととしております。

具体的には、時間外勤務の縮減、長期的なキャリア目標の早期形成を図るための研修や、女性職員を対象とした意見交換会の実施、メンター相談制度の積極的な周知など、「両立支援」と「活躍支援」の取組を一体的に進めることに加え、管理職や男性職員を含めた意識改革を行うことなどにより、女性職員の活躍を推進して参ります。さらに、これらの取組を着実に推進させるため、「特定事業主行動計画推進委員会」において進行管理を行うことに加え、総務部に新設する「人材育成・女性活躍推進担当」が事務局を担い、全庁的な重要課題として、女性職員も含めた全ての職員が能力を十分に発揮できる組織づくりを進めて参ります。

次に、男女共同参画センターについてです。

昨年9月に施行された女性活躍推進法に基づき、国は、「自らの意思によって働き又は働こうとする女性が、その思いをかなえることができる社会、ひいては、男女が共に、多様な生き方、働き方を実現でき、それにより、ゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会」を目指す基本方針を示したところです。

この基本方針では、女性の職業生活における活躍について、市町村で地域の「推進計画」を策定することが努力義務とされています。市では、来年度、第4次男女共同参画推進プランの時点修正を予定しており、地域における女性活躍推進の取組については、男女共同参画推進センター運営委員会の検討事項の一つとして協議していただく予定です。こうした場での議論を積み重ねながら、地域における女性の参画率の向上等について、センターの一層の有効活用を図り、積極的な情報の発信、啓発活動等を行えるよう取り組んで参ります。

次に、人材育成についてであります。

市民ニーズの多様化，少子高齢化の進行や地方分権の進展など社会状況が大きく変化する中，国の制度改正や権限委譲に対し，適切に対応できる人材の確保・育成は喫緊の課題となっています。そのため，「行革プラン2015」等に基づき，専門性を有する人材の確保と育成等に取り組んでいるところです。その中で，政策法務能力の向上に向けては，本年4月より弁護士資格を有する法務専門職を採用する予定であります。これにより法令等に関する高度なスキルの習得や法令解釈，条例立案に対する迅速な対応等を図って参ります。今後の専門性を有する人材の確保については，先進事例等を参考にしながら，必要とされる専門分野の検討を行い，さらなる市民サービスの向上につなげて参りたいと考えております。

続いて、予算編成についてであります。

はじめに，消費税率引上げと社会保障の充実についてであります。

社会保障と税の一体改革においては，消費税率の引上げによる増収分を，全て社会保障の財源に充て，社会保障の充実・安定化と将来世代の負担軽減を実現するとされています。市の地方消費税交付金につきましても，引上げ分相当を社会保障に要する経費に充てるとされております。平成28年度予算においては，高齢者福祉などの制度改正への対応や，年々増加する社会保障関係経費等の財源として活用しております。これにより，社会保障関係経費が増加する中であっても，サービス水準の維持を図りながら，新たなニーズに対応することができ，社会保障の安定財源の確保と財政の健全化に寄与しているものと認識しております。

今後，消費税率の引上げ分につきましては，社会保障の充実・安定化に活用し，市民福祉の増進を図って参ります。

次に、自治体の財源充実についてであります。

近年，国においては，地方法人税の創設や，ふるさと納税の導入など，都市と地方の税収格差の是正を狙いとした税制改正を実施しています。調布市は，普通交付税の不交付団体であり，減収影響等が交付税で財源確保されないことから，こうした動向については，強い関心を持って注視しています。

地方分権を一層進展させるためには，地方自治体が，自主・自立の自治体経営により，責任を果たしていくことが求められますが，事務・権限の移譲と併せ，適切な財源配分が必要不可欠であります。また，都市と地方の財政力格差については，本来，地方財源の拡充という観点で見直すべきであります。

地方財源の拡充については，昨年11月に，東京都市長会が都など4団体連名で総務大臣に要請したほか，全国市長会では，昨年8月に「平成28年度都市税制改正に関する意見」を決定し，真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築などについて，提言を行っております。

今後，自治体の税財源の充実については，地方分権推進の観点から，意思表明を行って参ります。

次に、地方創生や一億総活躍社会の実現に関する予算編成についてお答えします。

昨年の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」，また，本年の「地方創生加速化交付金」や「年金生活者等支援臨時福祉給付金」については，国の補正予算を受け，市

が事業の実施に向けて本補正予算の歳入及び歳出予算に計上するとともに、年度内で完了の見込めない事業について、地方自治法の規定に従い繰越明許費を設定し、翌年度に繰り越して使用できることとするものであり、法令に基づいた予算措置であると認識しております。次に、公共施設の維持にかかる予算化についてであります。老朽化対策をはじめとする公共施設の整備費につきましては、その財源として、国や都の特定財源を確保するほか、市債や公共施設整備基金を活用し、各年度の一般財源の平準化を図っております。

公共施設整備基金は、施設の経年劣化に伴う減価償却的なストック財源となるものですが、前年度繰越金を活用した積立てにより、その充実に努めております。平成27年度には、前年度の繰越金を基金に優先的に積み立てたことにより、年度末残高見込みは、46億円余となっています。

今後、中長期的に活用額の増加が見込まれている状況であるため、繰越金については、引き続き基金積立てに優先的に配分するとともに、来年度策定する公共施設等総合管理計画における維持管理、更新等の中長期的な経費の見込み等を踏まえ、当初予算における積立てなどの計画的な財源確保について検討し、財政基盤の強化を図ってまいります。また、各施設の維持補修費については、基本計画等に位置付け、所要額を予算措置しております。老朽化が進行している公共施設の機能維持は重要であると認識しておりますので、適切な予算措置により計画的な維持保全に取り組んで参ります。次に、校舎の整備方針についてであります。学校施設については、児童・生徒が安全かつ良好な環境の中で学ぶことができるよう、基本計画及び公共建築物維持保全計画に基づき、計画的な改修を実施しております。

小・中学校施設の現状は、老朽化が進行しており、今後、一斉に更新時期を迎えることから、施設の老朽化状況を的確に把握するため、平成27年度は、市内で最も古い校舎がある若葉小学校、第三中学校の2校で耐久性調査を実施しました。調査結果は、築年数の異なる全ての校舎について、外壁塗装など適切な維持管理を行うことにより築後100年程度まで使用可能な耐久性が確認されました。

平成28年度は劣化の目立つ校舎を対象に耐久性に関する現状把握を行う予定です。これらの結果を踏まえ、平成29年度には全校を対象とした校舎の整備方針策定に取り組んで参ります。

次に、道路整備についてであります。

道路は、広域ネットワークを支える都市計画道路と地区内交通を支える生活道路が一体となることで、道路ネットワークとしての機能が有機的に発現されることから、双方をバランスよく整備することが重要であると認識しております。

また、狭あい道路については、建替え等に伴い、土地所有者からの申請に基づいて拡幅整備を実施しており、引き続き、積極的な事業展開を推進して参ります。

自転車道整備については、現在の幅員では自転車専用の走行空間を確保することが困難な状況であり、全国的な動向として、自転車の走行空間を明示するなど、限られた空間で安全性を高めている状況です。引き続き、安全性を高める取組を進めて参りたいと考えております。

道路整備につきましては、現在策定中の「調布市道路網計画」に基づき、効果的な道路整備を着実に進めて参りたいと考えております。

水と緑の豊かなまちについて

次に、深大寺・佐須地域の保全についてであります。

市内でも貴重な雑木林・水田等で形成される里山等の環境を次世代に継承するため、市では、深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画を策定し、事業を推進しています。計画事業の中には、都市農地の多面的な活用方策のひとつとして、市民参加型農業の在り方の検討を位置付けており、地域の農家の意向も踏まえながら検討して参ります。また、水と緑の保全に向けた市民との連携については、現在改定中の環境基本計画において、市民・事業者・行政等の連携強化として「環境保全活動の環（わ）の拡大」に向けた取組の位置づけを予定しております。その中で、環境活動団体等が主体となって事業を実施する仕組みづくりについて検討して参ります。

クリーンプラザふじみ周辺のまちづくりについて

最後に深大寺地域におけるコミュニティ交通についてお答えします。

ミニバス3路線の全線開通により、多くの公共交通不便地域が解消されたところでありますが、一部の地域において、ミニバスの新設や延伸を求める市民の声があることについては承知しております。しかし、道路幅員等の理由でミニバスの延伸による対応ができない地域もあります。深大寺地域もその一つであり、乗り合いタクシーのような新たなコミュニティ交通導入の可能性について検討して参りました。昨年度実施した市民アンケートの結果を基に、新たなコミュニティ交通のモデルを複数検討し試算したところ、料金収入だけでは賄えず、相当の公費負担が必要となる見通しとなったことから、新たなコミュニティ交通を導入し継続的に運行していくためには、人的・コスト的負担といった役割分担等も含め、地域全体での協力をいただくことが前提になるものと考えております。

今後、先行事例の情報収集を行いながら、深大寺地域に適した方法についての意見交換を地域の方々と進めて参りたいと考えております。

なお、クリーンプラザふじみ周辺のまちづくりにつきましては、地域の方々からの要望を踏まえ、庁内検討組織等で継続的に検討を行っております。

今後も、公共交通の利便性向上も含め、地域の防災や防犯活動の支援など、地域の課題解決に向け、地域と共に取り組んで参ります。

以上、元気派市民の会、大河巳渡子議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。